

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案要綱

第一 身体障害者手帳の交付申請の際に添付する診断書等に関する事項

- 1 身体に障害のある者が身体障害者手帳の交付を申請するに際し、都道府県知事の定める歯科医師の診断書を添付することができることとする。 (身体障害者福祉法第十五条第一項関係)
- 2 1により都道府県知事が歯科医師を定めるときは、医師を定める場合と同様の手続によることとする。 (身体障害者福祉法第十五条第二項関係)
- 3 1の歯科医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書を付けなければならないこととする。 (身体障害者福祉法第十五条第三項関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
(附則関係)